



官吏に対する定例叙位叙勲に関する件（二二、五、一四）

甲 官吏に対する定例叙位叙勲が、原則的に停止された理由は、次の通りである。

一 叙位、叙勲の制度は、官等及び在職年数に応じて体系づけられてきたが、昨年四月一日官等制度が廃止せられたので、官等を基礎とする恩賞制度は実行できなくなつたこと、

二 官等制度に代え等級制（一級官、二級官等）に依る実行は、一應考えられるが、当時の考としては、新憲法施行後恩賞制度は廣く再検討せられることが予想せられるといふので、死没者以外の叙位叙勲を停止した。

三 新たな恩賞制度が実行せられる場合には、停止せられてゐたものが

内閣

が不利益を被らない様な特別な措置を講ずることを考慮してゐた。

乙 叙位叙勲制度に対する今後の対策

案

予想せられる困難

第一案

(1) 此の際、政府に恩賞制度に関する調査機関を設け、凡ゆる角度から本制度を根本的に再検討し、速かに新しい恩賞制度を確立すること

恩賞制度の本質は、多数の人口による大なる調査機関を設けることは種々な意見が乱立して拾収がつかなくなる虞があること。

(2) 行政調査部をして官吏に対する恩賞制度の全般的考察に当ら

しめること

第二案

新恩賞制度実施までの間停止を解除して、現在の官吏制度に適合するようにな法を改正し、定例的に叙位叙勲を行ふこと。

（一）従來の叙位叙勲制度は公務員（主として官吏）を中心として体系づけられてゐたのであるが新憲法により官吏の本質が全体の奉仕者となつたのであるから新憲法下の榮典として國民全体の内から特に、官吏のみが定期的に叙位叙勲の恩典に浴するといふ制度は如何なものか。

内閣

（二）現在の官吏の中には、既往における戦役行賞による有位勲章者も少なくないが、これをそのままにして差階進昇することは、平和國家の恩賞としてふさわしくないのではないか。

（三）従來民間功勞者に対する恩賞は、永き慣例により、官吏に比して著しく低くき感を與えしめるものがあつたが、新憲法の下官吏の定例叙位叙勲を再開する

第三案

新恩賞制度実施までの間、総理大臣、國務大臣、政務官等特定の者にのみ叙位叙勲の道を開くこと。

ことは、再びこの不均衡の問題が強くなつてくるのではないか、さればとて、この際民間功勞者の恩賞を従來のままの系統で引き上げれば、既往の功勞者と著しい不均衡が生ずる。

特定者の叙位叙勲は、第二案の(一)にのべたと同様の非難があること。

第四案

新制度実施迄の間、退官退職者にのみ、叙位叙勲の道を開くこと。

本案には技術的困難例へば

官等制度が無くなつてから任官した者で、従来ならば初級官等の制限がなく一躍高等官三等に叙せられ従五位を賜はつた秘書官等が新制度の下二級官となつた際の叙位の申を如何に処置するか、

2 陸海軍武官として叙位叙勲せられた文官の処置の問題。

3 従軍、應召期間の通算の可否の問題

内閣

題。

々 陸海軍武官たりし者の問題
等の子想せられる以外は、退官退職
者に限定するものであるだけに刺戟
は少いものと思はれる。

丙 以上の諸案を遂して左の二点の解決が急務である。

(1) 新憲法の下における恩賞制度の確立の問題

(2) 満洲事變、支那事變の勲功行賞の取扱ひの問題

内閣